

## 農地法第 3 条の 3 届出

—農地を相続したとき—

随時受付

| 添付書類 | 摘要         | 提出部数 |
|------|------------|------|
| 委任状  | 代理人が届出する場合 | 1 部  |

### ● 届出の時期等について

- ・ 土地の相続完了後に届出して下さい。
- ・ 相続人が複数おられる場合は、相続人毎に届出が必要です。
- ・ 届出の際、土地の所在、相続人、相続日が分かる書類（登記事項証明書や遺産分割協議書等）をお持ちいただくと記載内容の確認が容易です。これらの書類は、確認後その場でお返しします。

### ● 委任状について

- ・ 代理人の住所・氏名、申請の要旨、連絡先、委任される方の住所・氏名、委任した日を記載の上、押印されたものをお持ちください。
- ・ 共有物件の場合、共有者全員の委任状が必要です。（1 枚にまとめて構いません。）

### ● その他

- ・ 申請書の日付は提出時に記入して下さい。